

消費生活センターだより

第2号
平成26年9月

旭市消費生活センター 旭市二の5127 (旭市青年の家1階) 電話 0479-63-7272

「困っていること 聞かせてください。秘密は守られます。」

相談による被害防止金額は「約 1 億 2 千万円」に！

平成 25 年度の相談対応件数は 711 件（新規相談 433 件）。相談員の助言や事業者との交渉により被害を未然に防いだり、解約、返金となった金額は 1 億 1 9 2 9 万 1 5 6 8 円になりました。

相談内容は、生命保険や投資などに関する『金融・保険サービス』が 9 0 件で最も多く、次いでインターネット関連の『運輸・通信サービス』が 7 8 件でした。

また、7 0 歳以上の高齢者が電話勧誘でトラブルになったという相談が目立ちました。



消費生活センターは
旭市青年の家 1 階です

悪質業者の処分や消費者保護の法律改正に役立てられます

寄せられた事業者の情報や悪質な手口は貴重な情報として、国の法律改正に活用されます。悪質業者の行政処分や逮捕にもつながります。消費者が泣き寝入りしないことが大切です。相談者の個人情報が外部に漏れることはありませんので、安心して相談してください。



相談員執務室



相談スペース

第1回くらしのセミナー

『相続・遺言・終活のはなし』

いざという時のため、今できることを知っておきましょう。

日時：11月5日(水) 午後1時30分～午後3時40分

場所：旭市青年の家大研修室

講師：千葉県金融広報アドバイザー 齋藤喜代美さん

申込：63-7272・62-5874

参加者募集！

消費生活相談

場所：旭市消費生活センター
(旭市青年の家1階)

受付：月曜日～金曜日(平日)
午前9時～午後4時

電話 62-8019・63-7272

裏面の[こんな相談がありました～ワンクリック請求]をご覧ください

こんな相談がありました ～アダルトサイトのワンクリック請求と被害回復～

Q

スマートフォンでアイドルのブログを見ていた。画面にあった無料アダルト動画の広告を何気なくタップし、年齢確認画面で「18歳以上」に触れると、「会員登録完了」という文字が現れ、3日以内に99,800円、以後は198,000円を支払うよう求められた。「解約」ボタンをタップしたが料金請求が続いた。対処法をインターネットで検索し、最初に表示された広告の探偵業者に電話した。

料金50,000円でサイト業者の調査と請求取り消し手続きを行うと説明され、申込みした。しかし、インターネット上ではこの業者の悪い評判もあったので契約を取り消したい。

A

この相談には、次の二つの問題点があります。

①アダルトサイトのワンクリック請求

消費者の勘違いや事業者の嘘を信じて契約をした場合には、その契約の無効を主張できる（電子消費者契約法、消費者契約法）ことになっています。また、業者は消費者が申込内容を確認・訂正できるような契約確認画面を表示しなくてはならない（特定商取引法）ため、そのような画面がなく身に覚えがない場合は、電話やメールで連絡せず支払い請求を無視するよう助言しています。

請求がしつこく、かわりたくないなどの理由で利用料金や退会金などを支払うと、それ以降も様々な理由をつけて料金を請求されるなど二次被害につながるおそれがあります。無料だと思っても、料金を請求されることがあるので、安易にアクセスしない、また、スマートフォンでは、アプリを安易にダウンロードしないなど注意が必要です。

迷惑メール受信拒否設定やアドレス変更することも被害防止になります。あわてて業者に連絡をせず、消費生活センターに相談してください。

②被害回復をうたう探偵業者

契約すれば解決できると思わせて契約させ、解決しないという苦情が多くなっています。アダルトサイトのワンクリック請求については無視することで解決していますので、探偵業者との契約は必要ないと考えられます。もし、契約してしまった場合はすぐに消費生活センターに相談してください。



請求画面が張り付いた場合やアプリをインストールしてしまった場合の対処法は、独立行政法人情報処理推進機構（IPA）のホームページを参考にしてください。

<http://www.ipa.go.jp/security/index.html>

電話相談●情報セキュリティ安心相談窓口：03-5978-7509

（オペレータ対応は、平日10時～12時 および 13時30分～17時）

